

## 社会福祉士の成立と課題

### —国家試験内容から見る日中韓3カ国の比較をもとに—

東洋大学大学院博士前期課程 佐藤 昭洋(日本担当)

劉 鵬瑤(中国担当)

姜 世暻(韓国担当)

#### —序章—

##### 研究背景

日本の社会福祉士は、国家試験の合格を通じて、初めて国家資格を取得できるものであり、社会福祉士を目指す者にとって誰もが通る道程である。今後の、社会福祉士という国家資格の発展を考えるにあたって、国家試験も必要な検討課題となる。

国家資格としての社会福祉士は、1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は2007年に法改正され、その影響により国家試験についても、2010年1月の第22回試験以降から、新しい養成カリキュラムに基づく試験が実施され、試験時間、試験科目、合格基準にそれぞれ変更点が示された。試験時間は、午前の共通科目が115分から120分と5分間の延長、午後の専門科目が125分から120分と5分間の短縮となった。総出題数150問は変更されなかったが、試験科目は従来の13科目から19科目へと科目数が増えた。その関係で、合格基準もまた共通科目10科目群と専門科目8科目群の計18科目群すべてにおいて得点があることになった。19科目の試験科目のうち、専門科目の「就労支援サービス」と「更生保護制度」の2科目を1科目群とするため、18科目群となった<sup>1)</sup>。

これまでの社会福祉士に関する先行研究は、養成カリキュラムや教育方法、大学内での学生調査、指定科目などとの関連性、といった観点からの著書や論文が多数存在するが、国家試験の実施内容に着目した研究はそれに比べ多くない。また小林は、国家試験をテーマとして論じる際、「厚生労働省の人材育成に関する政策や制度枠組み、あるいは、より具体的な実施体制などの制度面の検討と、具体的な国家試験の枠組みや内容に分けて考察する必要がある<sup>2)</sup>」とし、これに倣うと、本研究の視点は「具体的な国家試験の枠組みや内容」とも言える。日本の社会福祉士の成立と課題を、国家試験における中国や韓国との比較という検証方法から試み、新たな知見への可能性を追究してみたい。

##### 研究目的

本研究は、これまでの日本の社会福祉士の成立と課題を再考し、中国の社会工作者と韓国の社会福祉士の国家試験のデータから国家試験の国際比較という視点で、東アジアという地域からみた、今後の日本の社会福祉士国家試験の発展の可能性を考察する。

##### 研究方法

まず中国、韓国との比較を行うため、日本、中国、韓国の社会福祉士及び社会工作者の国家試験に関するデータを収集した。次に分析項目として、①法律根拠、②実施機関、③受験資格、④試験形式を設定し、分析の結果と考察をまとめた。

本研究を行うに当たっての留意点としては、データの事実に基づいて、各国間での国家試験の仕組みの相違点もある中で、なるべく同じ条件で比較できる項目を選出した。

—本章— ～日中韓における3カ国の比較～

1. 法律根拠—国家試験の目的と方法—

国家試験は国が行う試験であるため、その実施目的と方法は法律によって定められる。日本は「社会福祉士及び介護福祉士法」に明記されているが、中国や韓国でも同様に法律に明記されているのかを分析するため、分析項目の対象とした。

(日本)

1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」において、国家試験の目的と方法が規定されている。目的は、第5条「社会福祉士試験」として、「社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。」とある。方法は、第6条「社会福祉士試験の実施」として、「社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。」とし、以下からは具体的な実施方法が表記されている。

(中国)

2006年7月20日に公布、9月1日に施行された「ソーシャルワーカー職業水準評価暫定規定」（以下、「職業水準評価」とする。）と「助理社会工作者、社会工作者職業水準試験実施方法」（以下、「試験実施方法」とする。）はいずれも中央省庁の人事部と民政部が手がけた事業で、社会工作者と助理社会工作者はいわばソーシャルワーク国家資格となっている。「職業水準評価」は、社会救助、慈善事業、障害者のリハビリ、公衆衛生事業、子ども福祉サービス、社会福祉専門職に従事する者に対する国家試験制度が導入され、国家資格制度の統一化へと進むこととなった。

また、「職業水準評価」によると、ソーシャルワーカーを①助理社会工作者、②社会工作者、③高級社会工作者（評価方法は別途で制定）と3つの等級に分けている。

評価方法として、助理社会工作者と社会工作者は全国の統一大綱、統一出題、統一時間、統一施行の試験を原則的に年に1回行い、合格者に「中華人民共和国ソーシャルワーカー職業水準証書」を与える。

助理社会工作者と社会工作者の職業水準は試験で評価を受けることになっているが、それぞれ一定の受験資格を必要とする。

この「職業水準評価」と「試験実施方法」の発表によって、初めて社会工作者は「技術専門員」として規定された。倫理規範、専門位置、給料等を法律方面で保障された。

最初の国家試験を実施するのは2008年6月28日と29日であった。

(韓国)

韓国は、社会福祉事業法 第12条（国家試験）及び社会福祉事業法施行令 第3条（国家試験の施行等）により、国家試験やその施行等の法律が定められている。社会福祉事業法 第12条では、保健福祉部長官により、社会福祉士1級国家試験を毎年1回以上実施する、関連法律の規定に該当する関係専門機関を試験管理機関として指定し、試験管理業務を委託するなどが定められている。社会福祉事業法施行令第3条では、社会福祉士1級国家資格試験の施行計画（試験日時・試験会場・試験科目・試験願書の提出とその期間・受験手

数料及びその返還基準・試験の合格決定基準など)に関する施行関連法律が定められている。

国家試験の目的に関しては、社会福祉事業法の第1条(目的)、2条(定義)、11条(社会福祉士資格証の発給等)、12条(国家試験)、13条(社会福祉士の採用及び教育)、14条(社会福祉専担公務員)などに基づいて要約すると、「社会福祉事業は社会福祉を必要とする者に対して人間の尊厳性と人間らしい生活を営む権利を保障し社会福祉の専門性を高め、社会福祉事業の公定・透明・適定も図り、地域社会福祉の体系を構築することにより社会福祉の増進に努めることを目的とし、そのためのボランティア活動及び福祉施設の運営また支援を目的に行う事業を社会福祉事業という。社会福祉法人及び社会福祉施設を設置・運営する者は社会福祉士をその従事者として採用しなければならない。また、社会福祉事業に関する業務を担当する市町村の福祉事務専担機構に社会福祉専担公務員を採用する。社会福祉士を「社会福祉の専門知識と技術を有する者」と規定し、社会福祉士資格を1級、2級、3級に区分し、その中で1級資格のみ国家資格とし、国家試験に合格した者に付与する。ちなみに、3級は2009年に廃止となった。

以上のことから、中国は日本と同様に、国家試験の実施目的の1つの条文が明記されているのに対し、韓国は複数の条文に渡っている。また、国家試験実施方法の条項は、中国、韓国とも条文が明記されていることが判明した。このことから、国によって細分化の程度はあるものの、国家試験に関する条文は3カ国とも法律に定められているという共通点を発見できた。

## 2. 実施機関

国家試験は本来、国が行う試験であるが、日本の場合は国が指定機関に委託して国家試験の実施運営を行っている。他の2カ国の試験の運営主体を検証するため、分析項目に設定した。

(日本)

厚生労働省から指定を受けた公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」により、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の指定試験機関並びに指定登録機関として、国家試験の実施と資格の登録事務を行っている。

(中国)

人事部と民政部は試験を管理する。「職業水準評価」によると、第六条では人事部、民政部は社会工作職業水準評価制度等を一緒に管理する。第八条では、民政部は試験科目の制定、試験大綱、合格標準等意見を提出する。第九条では、人事部は専門家を組織して、試験の科目、試験の大綱、合格標準を制定する。そして、試験の仕事を審査する。第十三条では、人事部と民政部は補佐社会工作者と社会工作者の合格資格証「中華人民共和国社会工作者職業水準証書」を共同印刷する。第二十条では、民政部または、委託された機関は資格証の登録を管理する。

(韓国)

1次筆記試験と2次書類審査に分かれ、1次筆記試験は「社会福祉士事業法施行令第3条(国家試験の施行等)により「韓国産業人力公団」で管轄する。また、2次書類審査は「社会福祉事業法施行令第4条(試験の応試資格及び試験管理)、同法施行規則第4条(社会福祉士資格証の発給申請等)により、「韓国社会福祉士協会」により実施され、資格登録などの資格管理も同協会の管轄となる。韓国産業人力公団による1次筆記試験で合格基準点以上の得点をした者を合格予定者として発表し、韓国社会福祉士協会による2次書類試験で該当試験への応試資格を有する者と認定した後に最終合格者として発表する。

以上の結果、日本は試験運営と資格登録を1つで管轄し、中国は、国の2つの部門が管轄し、協働する部分と分担する部分がある。韓国は、国から指定を受けた団体が、試験の段階によって試験運営と資格登録の管轄が変わる。このことから、日本と韓国は、国から指定を受けた機関が運営主体となるのに対し、中国は国が直接的に運営主体となる。また、試験運営と資格登録は、日本の実施機関は1つに対し、中国と韓国の実施機関は、役割や試験の段階によって複数設けている。

### 3. 受験資格

国家試験を受験するには、受験資格を取得しなければならない。その受験資格は、学歴によるもの、実務経験によるものなど多岐に分かれている。日本の場合は、学校教育法を根拠とする教育機関が規定されているが、2カ国の受験資格はどのように認識されているのかを検証する。

(日本)

2016年現在、以下の12通りのルートから受験資格を取得することができる。

- (1)福祉系大学を卒業し、18指定科目を履修した者。
- (2)3年課程の福祉系短期大学を卒業し、18指定科目を履修した者。
- (3)2年課程の福祉系短期大学を卒業し、18指定科目を履修した者。
- (4)児童福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、知的障害者福祉司、老人福祉士指導主事などの実務経験を4年以上有し、短期養成施設等にて6ヵ月以上修学した者。
- (5)福祉系大学を卒業し、12基礎科目を履修した者で、短期養成施設等にて6ヵ月以上修学した者。
- (6)3年課程の福祉系短期大学を卒業し、12基礎科目を履修した者で、更生相談所等の指定施設において1年以上の相談援助の実務経験を有し、短期養成施設等にて6ヵ月以上修学した者。
- (7)2年課程の福祉系短期大学を卒業し、12基礎科目を履修した者で、更生相談所等の指定施設において2年以上の相談援助の実務経験を有し、短期養成施設等にて6ヵ月以上修学した者。
- (8)社会福祉士事務の養成機関を修了し、更生相談所等の指定施設において2年以上の相談援助の実務経験を有し、短期養成施設等にて6ヵ月以上修学した者。
- (9)一般大学を卒業し、基礎科目を履修していない者で、一般養成施設等にて1年以上修学した者。
- (10)3年課程の一般短期大学を卒業し、基礎科目を履修していない者で、更生相談所等の指定施設において1年以上の相談援助の実務経験を有し、一般養成施設等にて1年以上修学した者。

(11)2年課程の福祉系短期大学を卒業し、基礎科目を履修していない者で、更生相談所等の指定施設において2年以上の相談援助の実務経験実務経験を有し、一般養成施設等で1年以上修学した者。

(12)更生相談所等の指定施設において4年以上の相談援助の実務経験実務経験を有し、一般養成施設等にて1年以上修学した者。

(中国)

「職業水準評価」の第十一条と第十二条によると、助理社会工作者、社会工作者試験の申し込み条件は以下の通りである。

助理社会工作者の受験資格は以下の通りである。

- (1)高等学校または中等専門学校を卒業、ソーシャルワークの経験4年以上
- (2)3年制以下大学ソーシャルワーク専攻を卒業、ソーシャルワークの経験2年以上
- (3)4年制大学以上ソーシャルワーク専攻を新卒
- (4)3年制以下大学のその他の専攻を卒業、ソーシャルワークの経験4年以上
- (5)4年制大学以上のその他の専攻を卒業、ソーシャルワークの経験2年以上

また、社会工作者の受験資格は以下の通りである。

- (1)高等学校または中等専門学校を卒業、助理社会工作者の資格を取得してソーシャルワークの経験6年以上
- (2)3年制以下大学ソーシャルワーク専攻を卒業、ソーシャルワークの経験4年以上
- (3)4年制大学以上ソーシャルワーク専攻を卒業、ソーシャルワークの経験3年以上
- (4)大学院修士課程ソーシャルワーク専攻を修了し修士号を取得、ソーシャルワークの経験1年以上
- (5)大学院博士後期課程ソーシャルワーク専攻を修了し博士号を取得
- (6)3年制以下大学のその他の専攻を卒業した者は、ソーシャルワークの経験として2年を追加

以上のように、受験資格では、学歴が現場の勤務経験よりも優先されている傾向がみられた。

(韓国)

「社会福祉事業法第12条(国家試験)一及び社会福祉事業法施行令第4条試験の応試資格及び試験管理)及び別表3一」により、以下のように受験資格を定めている。

- (1)「高等教育法」による大学院で社会福祉学または、社会事業学を専攻し、修士学位または、博士学位を取得した者。ただ、大学で社会福祉学または、社会事業学を専攻せず、同修士学位を取得した者は保健福祉部令が定める社会福祉学選考教科目の中、社会福祉現場実習を含め必須科目6科目以上(大学で履修した教科目を含め大学院で4科目以上履修しなければならない)選択科目2科目以上を各々履修しなければならない。
- (2)「高等教育法」による大学で保健福祉部令が定める社会福祉学専攻教科目と社会福祉関連教科目を履修し学士学位を取得した者。
- (3)法令で「高等教育法」による大学を卒業した者と同等以上の学歴があると認めるもので保健福祉部令で定める社会福祉学専攻科目と社会福祉関連教科目を履修した者。
- (4)外国の大学または、大学院で社会福祉学または、社会事業学を専攻し学士学位以上を取得した者で第1号及び第2号の資格と同等と保健福祉部長官が認める者。

(5)次の社会福祉士2級資格基準の一部範囲に該当する者で、試験日現在1年以上の社会福祉事業の実務経験がある者。

- ①「高等教育法」による専門大学で保健福祉令が定める社会福祉学専攻教科目と社会福祉関連教科目を履修し卒業した者。
- ②法令で「高等教育法」による専門大学を卒業した者と同等以上の学歴があると認める者で保健福祉部令で定める社会福祉学専攻教科目と社会福祉関連教科目を履修した者。
- ③「高等教育法」による大学を卒業または、これに同等以上の学歴がある者で保健福祉部長官が指定する教育訓練機関で12週以上社会福祉事業に関する教育訓練を履修した者。
- ④社会福祉士3級資格証所持者で3年以上社会福祉事業の実務経験がある者。

まず、日本、中国、韓国とも学歴と実務経験によって、受験資格の取得基準が設けられている。学歴面においては、日本と韓国は科目履修の規定があるが、中国には見られない。また、中国と韓国では、大学院卒も受験資格を取得できるが、日本では規定されていないことが明らかになった。さらに韓国は、海外の福祉系大学卒及び大学院卒の場合も、認められれば受験資格を取得できる。実務経験年数については、日本は1年、4年で、中国は2年、4年、韓国は3年、とばらついている。また、中国では指定科目の履修はないが、実務経験を積みことにより、助理社会工作者に限っては受験資格を得ることも可能である。

#### 4. 試験形式

##### ①試験時間、試験科目

実際の試験の実施内容はどうなっているのか。その時間数や出題数、科目数は受験者に大きく影響する。この分析項目では、各国の受験者がどのような環境条件で受験しているのかという試験環境像が見えてくる。

(日本)

試験は、毎年1月の第4週目の日曜日に行われ、240分間の試験時間を1日で行い、「共通科目」と「専門科目」に区分され、「共通科目」が10時00分から12時15分の135分間、「専門科目」が13時45分から15時30分の105分間である。試験科目と形式は、全19科目総出題数150問の出題数である。出題形式は、五肢択一を基本とする「多肢選択形式」である。

第27回試験を参考に試験科目と出題数を整理すると、「共通科目」が、①身体の構造と機能及び疾病(7問)、②心理学理論と心理的支援(7問)、③社会理論と社会システム(7問)、④現代社会と福祉(10問)、⑤地域福祉の理論と方法(10問)、⑥福祉行財政と福祉計画(7問)、⑦社会保障(7問)、⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度(7問)、⑨低所得者に対する支援と生活保護制度(7問)、⑩保健医療サービス(7問)、⑪権利擁護と成年後見制度(7問)の11科目83問である。「専門科目」が、⑫社会調査の基礎(7問)⑬相談援助の基盤と専門職(7問)、⑭相談援助の理論と方法(21問)、⑮福祉サービスの組織と経営(7問)、⑯高齢者に対する支援と介護保険制度(10問)、⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度(7問)、⑱就労支援サービス(4問)、⑲更生保護制度(4問)の8科目67問である。

(中国)

中国では、国家試験は、毎年6月中旬に行われており、合格発表は8月や9月頃である。試験科目は社会実務(初級、中級)、社会実務総合能力(初級、中級)、社会実務の法律と政策(中級)である。試験の方法は、筆記試験であり、満点基準は100点である。高級社会実務師の試験と証明証を認定される方式は検討中である。問題形式では社会実務は主観的問題(事例問題)で、社会実務総合能力、社会実務の法律と政策は客観的問題である。受験時間は、中級の社会実務の科目は150分で、その以外の科目は全部120分である。

(韓国)

韓国の試験科目は、1時限—社会福祉基礎、2時限—社会福祉実践、3時限—社会福祉政策と制度などの3つ科目で構成している。1時限の社会福祉基礎という科目の詳細試験領域は「人間行動と社会環境」、「社会福祉調査論」の2つの領域であり、2時限の社会福祉実践は「社会福祉実践論」、「社会福祉実践技術論」、「地域社会福祉論」の3つの領域で構成していて、3時限の社会福祉政策と制度は「社会福祉政策論」、「社会福祉行政論」、「社会福祉法制論」の3つの領域で構成している。問題数は各領域当たり25問を出題し、すなわち、1時限は2つの領域で50問、2、3時限は3つの領域で、各々75問ずつ、合計200問題が出題される。

試験時間は、1問当たり1分が与えられ、1時限50問で50分、2時限75問で75分、3時限75問で75分、合計200問で200分の試験時間となる。2016年度第14回社会福祉士1級国家試験の場合、1時限が9:30~10:20、2時限が10:50~12:05、3時限が13:00~14:15であった。

問題形式は、全問題が客観式5肢択一形である。試験は毎年1月に実施している。

国家試験は、日本と韓国は毎年1月に行われているが、中国は毎年6月中旬に行われており、これは年度の始まりが中国とは異なることも影響していると考えられる。また、試験時間は3ヵ国とも200分間以上かけているが、韓国200分、日本240分、中国補佐240分、中級390分と共通はしていなかった。1問当たりの時間配分では、韓国が最も短かった。

試験科目は、科目数では日本が最も多いが、韓国では科目の中でさらに「領域」を設けている。このことは、各国の学校教育の養成カリキュラム編成とも関連させて考えたい。中国では事例問題に作文式の問題を出題するなど、受験者に考えさせ、自らの言葉で表現させる問題は日本にも韓国にも見られない大きな特徴があった。

## ②合格基準

受験者が合格するためには、合格基準を突破しなければならない。受験者が合格を手にするためには、どこまでの結果が求められるのか、その分析項目となる。

(日本)

試験合格基準は、次の2つの項目に該当したものを合格としている。(1)問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点のもの。(2)(1)

を満たしたもののうち、18科目群すべてにおいて得点があったもの。つまりは、1科目でも0点があった場合は、総得点が60%以上であったとしても、不合格となる。

(中国)

全科目の合格基準は60点である。そして、助理社会工作者は1年以内で、2科目とも60点以上で合格する。社会工作者の試験は2年以内に、3科目を60点以上に達すれば、合格になる。

(韓国)

社会福祉士1級国家試験での合格基準は、「社会福祉事業法施行令第3条(国家試験の施行等)」により毎科目4割以上及び全科目総点の6割以上を得点した者を合格予定者にする。ただ、合格予定者に対しては、韓国社会福祉士協会で応試資格書類審査を実施し、審査結果、不適格者または応試資格書類を定められた期限内に提出しなかった場合には合格予定を取り消す。筆記試験に合格し、応試資格書類審査に通った者を最終合格者に決定する。

3カ国とも試験点数全体の60%、6割が合格基準と共通していた。また、日本と韓国は、60%を越えても1つの科目でも一定点数以下の場合は、不合格となる。だが、そこには多少基準の違いも見られた。中国、韓国は総得点の6割以上であれば必ず合格するのに対し、日本は、6割以上でもその年の受験者の平均点によってボーダーラインが変動するため、必ずしも60%を取れば合格できるという保証はないことであった。中国の場合、補佐と中級に分かれており、整理して分かりやすくするため表1を作成した。

表1 中国の試験科目、合格基準、試験時間の区分け

| 级别      | 科目               | 満点基準 | 合格標準 | 受験時間 |
|---------|------------------|------|------|------|
| 助理社会工作者 | 社会工作综合能力<br>(初级) | 100点 | 60点  | 120分 |
|         | 社会工作实务<br>(初级)   | 100点 | 60点  | 120分 |
| 中級社会工作者 | 社会工作综合能力<br>(中級) | 100点 | 60点  | 120分 |
|         | 社会工作实务<br>(中級)   | 100点 | 60点  | 150分 |
|         | 社会工作法律と<br>政策    | 100点 | 60点  | 120分 |

### ③最新の合格データ

合格データは、受験者、合格者、合格率のみ示すが、国内総人口に対する比率があるため、単純な比較は難しいが、参考データとして項目に設定した。

(日本)

第27回(2015)では、受験者数が45,187名で、合格者数が12,181名、合格率27.0%であった。合格点は、総得点150点に対し88点(58.7%)以上の者で、試験科目免除者は総得点67点に対し37点(55.2%)以上の者であった。



(中国)

第7回(2014)では、助理社会工作者の受験者数が116,672名で、合格者数は28,386名、合格率は24.3%である。社会工作者の受験者数が49,258名で、合格者数7,417名、合格率は15.1%である。

(韓国)

第13回(2015)では、申請者数26,327名で、応募者数21,393名、合格予定者数6,764名で合格率31.61%であった。

3カ国とも合格者の統計データを国が作成していることから、合格者の推移を把握していることがわかる。表2は、日中韓における合格者データを表にまとめたものである。表2にはないが、この他に韓国の合格者の統計データは、「申請者」と「受験者」に分かれており、また合格率は、筆記試験終了後の2次書類審査によって多少変動している。中国は、助理社会工作者と中級社会工作者で統計が分かれている。合格者の統計データといっても、各国の試験の仕組みによって、同じ条件で比較することが困難な面も見られた。だが、第1回試験から現在までの合格者データの推移を検証することで、各国の全体人口と対比させながら、国家試験に対する興味、関心、認識などを分析する1つの手がかりになることも予想される。

表2 日中韓における合格者データの統計表

|          | 資格名     | 受験者数(名)  | 合格者(名)  | 合格率(%) |
|----------|---------|----------|---------|--------|
| 日本(2015) | 社会福祉士   | 45,187名  | 12,181名 | 27.0%  |
| 韓国(2015) | 社会福祉士1級 | 21,393名  | 6,764名  | 31.6%  |
| 中国(2014) | 助理社会工作者 | 116,672名 | 28,386名 | 24.3%  |
|          | 中級社会工作者 | 49,258名  | 7,417名  | 15.1%  |

- ・韓国は、2次書類審査があるため、合格予定者となる。
- ・中国は、助理社会工作者と社会工作者(中級)の両方とも国家資格。

—終章—

日本の社会福祉士の成立

法的根拠による国家試験の成立、実施機関による試験の実施と資格登録の運営、学校等の養成機関や実務経験による受験資格取得という方法や手段、試験時間や試験科目、合格基準といった試験形式による受験者への環境整備といった一連の繋がりが、日本の社会福祉士が成立するための重要な要素となっている。また合格者データは、次の社会福祉士を養成するための重要なデータとなる。法改正や試験の仕組みの変更なども挿みながらも、つまりは、この循環が、第1回試験からの日本で毎年繰り返されている社会福祉士の成立過程の一連の流れとなっているのである。

日本の社会福祉士の課題—3カ国の比較から見えてきたもの—

法的根拠、実施機関、受験資格、試験形式の4項目の比較分析から、日中韓の国家試験における共通点と相違点を発見し、そこから議論へと発展できる可能性を持つ要素もいくつか発掘できた。

1つは、受験資格についてである。なぜ、日本だけ大学院卒が受験資格として認めていないのか。また、なぜ韓国のように海外の福祉系大学及び大学院卒も認められていないのか。例えば、他学部を卒業した後、大学院で社会福祉学を専攻する者がいないわけではない。また、海外の福祉先進国の大学院などに留学して学んできたとしても、受験資格としては該当しないことになるのだろうか。その認められない理由については、疑問が残る。これを追究すると、日本の大学院教育や大学院のあり方などが、日本で大学院がどのように捉えられてきたのかといった議論に発展する。

2つは、合格基準についてである。中国、韓国のいわば「総得点6割以上絶対合格システム」では合格者が大幅に増加する可能性がある反面、日本の「変動的合格ボーダーライン合格システム」では、一定定数の合格者を確保していることになる。つまりは、合格者がその後通常に資格登録をしたとすればだが、社会福祉士、社会工作師の誕生の増加幅が大きく異なるのである。これは、福祉人材の不足が叫ばれている中、人材確保方法の議論にも絡んでくるように思われる。

以上は、あくまで例示的な提案であり、この他にも議論する余地のある要素は多く潜在していると考ええる。

#### 今後の展望

本研究では、日中韓の国家試験の全体像を紹介するまでに至らないうへ、受験者側の視点が主になった。今後も、さらなる分析項目を追加して検証する必要がある。また、言語の翻訳における正確性の課題は、常に考慮しなければならない。だが同時に、各国の国家試験の全体像を解明することによって、国際比較検証による新たな知見の発見が期待でき、そこから様々な議論へと発展できる示唆を与えた可能性については、本研究の意義を示すことにもなる。

今後は、日中韓の社会福祉士、社会工作師国家試験の全体像を対象とした比較分析から見る各国の国家資格の成立と課題、さらには東アジアにおける社会福祉専門職の発展性について追究していきたい。

#### <註>

- 1) 介護・福祉の応援サイトけあサポ (2010) 「カリキュラム・国家試験が変わりました!」、中央法規 (<http://www.caresapo.jp/shikaku/shakai/curriculum/> 2016.02.28 アクセス)
- 2) 関西福祉科学大学同窓会ホームページ (2012) 「新社会福祉士国家試験の概要が変わりました。」 (<http://www.web-dousoukai.com/fukkadai/?p=22> 2016.02.28 アクセス)
- 3) 小林良二 (2004) 「社会福祉系大学の未来と国家試験」『社会福祉研究』「89号」、鉄道弘済会社会福祉部、2頁。

#### <3ヵ国における国家試験分析項目データの出典一覧>

(日本)

- ・暗記マスター編集委員会 (2015) 『らくらく暗記マスター社会福祉士国家試験 2016』、中央法規
- ・大橋謙策研究代表 (2010) 『アジア型ソーシャルワーク教育の標準化と国家資格の互換性に関する研究』科学研究費補助金(基盤研究A)研究成果報告書, 平成21年度-平成23年度。

- ・公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ  
(<http://www.sssc.or.jp/shakai/> 2015.11.17 アクセス)
- ・厚生労働省ホームページ  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/) 2015.11.17 アクセス)  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi2.html> 2015.11.17 アクセス)
- ・公益財団法人社会福祉振興・試験センター (2015) 第 28 回社会福祉士国家試験『受験の手引』、公益財団法人社会福祉振興・試験センター
- ・田中利宗 (2007) 『社会福祉士という専門職を考える：社会福祉士の生誕 20 年を迎えて』、名寄市立大学紀要 1、103-114 頁。

(中国)

- ・王文亮 (2010) 『現代中国社会保障事典』 「中国ソーシャルワーカーの時代は到来するか (5) —専門職化の推進」 集広舎
- ・民政部 (2006) 「ソーシャルワーカー職業水準評価暫定規定」
- ・民政部 (2006) 「助理社会工作者、社会工作者職業水準試験実施方法」
- ・民政部ホームページ (<http://www.mca.gov.cn/> 2015.11.1 アクセス)
- ・人力資源と社会保障部ホームページ (<http://www.mohrss.gov.cn/> 2015.10.22 アクセス)
- ・中国人事試験網ホームページ (<http://www.cpta.com.cn/> 2015.10.22 アクセス)
- ・中華人民共和国国家統計局ホームページ (<http://www.stats.gov.cn/> 2015.11.17 アクセス)

(韓国)

- ・キム・サンホ、シン・ジョンソプ、パク・ジョンソン (2012) 「社会福祉士 1 級国家資格取得が所得及び労働移動に及ぶ影響」『保健社会研究 (Health and Social Welfare Review) Vol.32[1]』 140~176 頁。
- ・オム・キウク (2004) 「日本の事例を通じた韓国社会福祉士 1 級国家試験制度の課題と発展方案」『韓国地域社会福祉学 (Journal of Community Welfare) Vol.14』、67-91 頁。
- ・韓国産業人力公団(2015)「2016 年度第 14 回社会福祉士 1 級資格試験施行計画公告」韓国産業人力公団
- ・リ・ヨンソク、社会福祉士受験研究所(2015)「2016 年度社会福祉士 1 級—1 冊で終えよう」時代告示企画
- ・①社会福祉事業法、②社会福祉事業法 施行令 ③社会福祉事業法 施行規則  
①<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=180746&efYd=20160203#0000> (2016.02.22)  
②<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=172588&efYd=20150701#0000> (2016.02.22)  
③<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=172744&efYd=20150701#0000> (2016.02.22)
- ・韓国産業人力公団 Q-Net 社会福祉士 1 級  
<http://www.q-net.or.kr/site/welfare>
- ・韓国社会福祉士協会  
<http://www.welfare.net/>
- ・韓国社会福祉士協会 資格管理センター  
<http://lic.welfare.net>